



# 4 脱炭素社会の構築

◆ 多様な主体の力の結集により長野県ゼロカーボン戦略の目標を達成するため、地球温暖化対策条例を改正するとともに、交通、建物、再生可能エネルギー等の各重点分野の支援策を拡充し、脱炭素・地球温暖化対策を本格化

## 交通分野での取組

◆ EV・FCVを利用しやすい長野県を目指し、充電インフラの整備を促進するとともに、広域シェアサイクルの実証実験や持続可能で最適な地域公共交通システムの構築等により、多様な移動手段を確保

EV（電気自動車）の利用環境の整備 3億4027万1千円（3706万4千円）⇒総務部3、環境部5、該当部局

- (新)・EVを利用しやすい環境を整備するため、道の駅、幹線道路の空白区間等への急速充電設備設置を支援（20か所）
- ・公用車のEV化（R3：23台⇒R4：56台）を推進、松本合同庁舎に充電設備を整備

多様な移動手段の確保 13億698万9千円※（13億998万7千円）⇒企画振興部7・8、県民文化部6、建設部12・14・15

- (新)・しなの鉄道沿線地域の回遊性の向上を図るため、電動アシスト自転車を用いた広域シェアサイクル実証実験を実施
- (新)・ウォーカブルなまちづくりを推進するため、車道の交通規制やグリーンスローモビリティ導入の社会実験を実施
- ・Ma a Sの基盤づくりやゼロカーボンに向けた取組など、持続可能で最適な地域公共交通システムを構築するため、協議会で今後取り組むべき施策を検討
- ・しなの鉄道の車両について、消費電力の削減により環境負荷とコスト削減を図るため、新型車両への更新を支援

## 建物分野での取組

◆ 高断熱でエネルギー消費量が少なく健康にもよい「信州健康ゼロエネ住宅」普及のための助成金を創設、断熱改修や太陽光発電設備の設置などにより県有施設をゼロエネルギー化

「信州健康ゼロエネ住宅」の普及 3億4566万4千円（2億418万6千円）⇒環境部、建設部17

- (新)・信州の気候風土に調和し、健康やゼロエネルギー等を実現する住宅を普及するため、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）レベル以上の断熱性能等を要件とする「信州健康ゼロエネ住宅」の助成金を創設

**県有施設のゼロエネルギー化** 48億3281万7千円※（64億8030万4千円） ⇒総務部1・2、県民文化部、健康福祉部、環境部11、建設部18、警察本部、教育委員会6

- ・新築や改築を行う施設（交番・駐在所、県営住宅、高等学校、特別支援学校）のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化等を推進
- ・県有施設の消費エネルギー削減を図るため、県庁や「諏訪湖環境研究センター（仮称）」等のゼロエネ改修に着手
- (新)・県有施設への太陽光発電設備の設置を進めるため、可能性調査や実施設計、設置工事を実施

## 産業分野での取組

### ◆産学官連携で取り組む革新的なゼロカーボン技術の開発等によるグリーンイノベーションの創出や、カーボン排出量の可視化・削減に向けた取組の支援により、事業者のゼロカーボンの取組を促進

**グリーンイノベーションの創出** 20億2888万3千円※（25億3296万円） ⇒産業労働部2・6、農政部6

- ・新たなゼロカーボン関連の技術開発を促進するため、産学官による技術開発プロジェクトの組成や事業化を支援
- ・もみ殻や果樹せん定枝を活用した炭素貯留や環境にやさしい栽培体系の実証を支援

**ゼロカーボンの促進** 73億1219万円（79億6768万5千円） ⇒環境部4、産業労働部2・10・12

- (新)・事業所における温室効果ガスの排出削減を促進するため、専門家による省エネ診断を実施するとともに、製品のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量の可視化等を支援
- (新)・企業向けのゼロカーボン支援をワンストップで行うため、産業振興機構（NICE）に「グリーンイノベーションセンター（仮称）」を設置
- ・県内のESG投資を拡大するため、グリーンボンドの発行やESG債への投資を実施

## 再生可能エネルギー分野での取組

### ◆住宅用太陽光発電と小水力発電の更なる普及を促進するとともに、県有施設で再生可能エネルギー由来の電力の購入を進めるほか、市町村が行うエネルギー自立地域づくりを支援

創エネ（太陽光発電・小水力発電）の推進 76億5983万8千円（51億7161万5千円）⇒環境部6・7、農政部7、企業局1

- ・「信州の屋根ソーラー」の普及を加速するため、住宅への太陽光発電・蓄電池設備の導入を支援
- ・ポテンシャルの高い小水力発電の早期事業化を支援するため、収益納付型補助金による支援を実施
- ・再生可能エネルギーの供給拡大のため、水力発電所の新規建設・基幹発電所の大規模改修を推進

再エネの利用拡大 4572万円（4410万5千円）⇒危機管理部1、県民文化部、環境部3・4、教育委員会、企業局1

(新)・事業者の再エネ利用を促進するため、再生可能エネルギー由来の電力の共同購入を実施

(新)・温室効果ガス排出量の削減に貢献するため、県立武道館や霧ヶ峰自然保護センター、御嶽山ビジターセンターなどが購入する電力を100%再生可能エネルギー由来の電力に切替

エネルギー自立地域の創出 1億5158万4千円（4億1351万2千円）⇒環境部7、林務部

- ・市町村の再エネ促進区域の設定や脱炭素先行地域づくりの取組を支援

## 吸収・適応分野での取組

### ◆CO<sub>2</sub>吸収量の増加に向け、森林整備やウッドチェンジ、J-クレジット創出を推進するとともに、信州気候変動適応センター等での温暖化適応技術の開発や防災・減災対策の実施を加速

二酸化炭素の吸収源対策 70億9933万5千円※（68億4886万4千円）⇒林務部1・2・3・4・10・13・14

(新)・主伐・再造林を進めるため、低質材搬出等の実証や保育作業の従事者等を雇用する事業者への奨励金交付を実施

(新)・生活用品等の木質製品への代替を進める「ウッドチェンジ」の取組や、外材等から県産材への転換を推進

(新)・J-クレジットの創出を推進するため、市町村等が管理する森林の温室効果ガス吸収量の認証手続や販売等を支援

**地球温暖化への適応** 162億1832万4千円※（94億3271万4千円）⇒環境部8、農政部6、林務部14、建設部1・2・3・6・26

- ・信州気候変動適応センターにおいて、大学等との共同研究により影響評価を行い、地球温暖化適応技術等を創出
- ・農業関係試験場において、温暖化による農産物への影響評価と適応技術の開発を実施
- ・まちなか緑地等のグリーンインフラ整備や流域治水対策など社会インフラの防災・減災の取組を推進

## 学び・行動の取組

### ◆信州環境カレッジをはじめとする学びの充実、多様な主体の力を結集するプラットフォームの始動等により、オール信州でゼロカーボンを推進

**気候変動に関する学びの充実** 4605万4千円（3238万3千円）⇒環境部1、教育委員会

- ・信州環境カレッジにおいて、学校講座やWEB講座、地域・企業との協働講座など、多様な学びの機会を提供
- ・信州つばさプロジェクトにおいて、高校生を環境先進国へ派遣し、ゼロカーボン社会を担う人材を育成

**パートナーシップの強化** 2263万4千円（1563万4千円）⇒環境部2、観光部

- ・多様な主体の力の結集によりゼロカーボン社会の実現を目指す「サステナブルNAGANO共創プラットフォーム（仮称）」を始動し、気候危機に立ち向かう県民の輪を拡大

**一人ひとりが自ら行動** 2890万9千円（2159万円）⇒県民文化部7、環境部12、農政部5、教育委員会7

- (新)・県立高校の生徒が多様な主体と協働し、主体的に取り組む断熱改修など学習環境整備の活動を応援
- ・消費者と事業者がエシカル消費に対する思いや取組について情報共有できる場を構築するほか、シンポジウムの開催を通じて、エシカル消費の実践を促進
- ・農産物のエシカル消費を促進するため、伝統野菜フェアや学校給食への有機農産物の提供等を実施

## ◆ 温室効果ガス正味排出量を2050年度までにゼロとすることを目指し、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速

### 主な改正内容

#### 1 電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設

- ・今後の電気自動車の普及に対応するため、多数の者が利用する駐車場を有する施設（集合住宅や商業施設等（※））を設置又は管理する者は、充電設備の設置に努めることを規定

（※）対象となる施設は規則で規定

集合住宅、大型小売店舗、レジャー施設、文化施設、公園、宿泊施設 等

#### 2 建築物の環境エネルギー性能等の検討結果の届出対象を拡大

- ・建築物を新築しようとする者は、環境への負荷の低減を図るための措置などについて検討義務が課されており、その検討結果を届け出る建築物の対象を「床面積2,000 m<sup>2</sup>以上」から「床面積300 m<sup>2</sup>以上」に拡大

#### 3 住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設

- ・住宅を新築しようとする者が省エネ性能等に関する情報を取得し、省エネ等に精通した事業者を選択することができるよう、住宅（床面積300 m<sup>2</sup>未満）の新築に当たり、その設計者に「省エネ計画概要書」の提出を義務付け、その内容を公表する制度を創設

#### 4 再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギーの利用に係る努力義務を創設

- ・再生可能エネルギーの生産と利用の両面から脱炭素化の取組を促進するため、県民及び事業者は、再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギー電力の購入に努めることを規定

### 施行期日（予定）

公布の日

ただし、上記2及び3は、令和5年4月1日